

茅ヶ崎市議会の主な取組

1 本会議・委員会のインターネット中継

平成17年9月から、より開かれた議会を目指すという観点より、本会議のインターネット中継を開始しました。

さらに、平成28年から、委員会（常任委員会及び特別委員会）のインターネット中継も開始しました。なお、生中継のほか、会議当日のうちに速報版の録画中継も視聴することができるようにしています。

2 委員会の会議の原則公開

平成18年1月から、茅ヶ崎市議会委員会条例を改正して、委員会（議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会）の会議を原則公開としました（それまでは、全国的に多くの議会で採用されている委員長の許可制でした。）。

3 傍聴規則・委員会傍聴規程の改正

平成19年から、茅ヶ崎市議会傍聴規則及び茅ヶ崎市議会委員会傍聴規程を改正して、傍聴受付票を廃止し、傍聴者の氏名・住所の記載を不要としました。

4 政務活動費の収支報告書等の自由閲覧・ホームページでの公表

平成20年度分から、政務活動費の使途の透明性をより高めるため、政務調査費交付条例（当時の名称）を改正し、情報公開条例に基づく公開請求によらなくとも、各年度終了後、政務活動費の収支報告書、証拠書類等の写しを自由に閲覧できるようにしました。

さらに、平成28年12月から、より透明性を高めるため、平成27年度分の収支報告書、領収書等の証拠書類一式についてホームページでの公表を開始しました。

5 決算審査での事業評価の導入

平成21年度（平成20年度決算）に、議会での決算審査をより充実したものにするため、及び決算審査の結果を翌年度の予算にも反映していくため、試行として開始し、令和元年度（平成30年度決算）まで合計11回実施しています。

その概要は、全議員（議長及び議会選出監査委員を除く）を構成員とする決算特別委員会を設置し、その中に設けた4つの分科会（常任委員会を活用）で、評価対象事業（市総合計画の実施計画事業の中から、各分科会ごとに3事業程度、全体でおおむね12事業程度を6月定例会で選定します。）の評価を行うものです。

9月定例会の決算審査の中で、担当課が作成した評価シートによる行政側の自己評価を踏まえ、その事業の方向性について、各分科会の委員同士で議論し、各分科会としての評価（「拡充」、「現状のまま継続」など4段階の評価）を決定します。その後、各分科会での評価を決算特別委員会（全体）として決定し、最終的に、決算特別委員会委員長が、本会議での委員長報告の中で報告をしています。

平成22年度以降は、評価結果を市長に通知し、翌年度予算編成等へ反映するよう要望し、その結果についての報告を求めています。

6 茅ヶ崎市議会基本条例制定

平成20年5月頃から、議会制度検討会（現在の議会改革検討会）において条例制定に向けた検討を始め、平成22年11月に素案を作成し、パブリックコメントと市民説明会（3回開催）を経て、平成23年第1回定例会で可決・制定されました。

現在、条例の各条項の運用に取り組んでいるほか、平成26年度及び平成30年度には、条例の検証及びそれに基づく条例改正を行いました（18参照）。

7 議案等に対する個々の議員の賛否の公表

平成23年第3回定例会から、個々の議員の賛否を茅ヶ崎市議会だより（議会広報紙）及びホームページで公表しています（それまでは、議案等に対する議員の賛否は、会派単位での賛否のみしか公表していませんでした。）。

8 全員協議会の公式会議化

平成23年第3回定例会において、茅ヶ崎市議会会議規則を改正し、全員協議会を公式の会議として位置付けました。

また、全員協議会の運営については、茅ヶ崎市議会全員協議会規程（議会告示）を新たに制定し、原則公開としました。

※ 平成20年の地方自治法改正により、「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」（第100条第12項）として会議規則に規定することにより、全員協議会等の非公式の会議を公式の会議とすることができるようになりました。

9 議会報告会

平成23年から、茅ヶ崎市議会基本条例に基づき、議会活動について市民に説明等を行うための議会報告会を開催しています（例年、5月と11月に開催。）。

10 意見交換会

平成25年から、茅ヶ崎市議会基本条例に基づき、市民の意見を議会活動に反映するため、意見交換会を開催しています（議会報告会と同時開催）。

11 広報広聴委員会の設置（公式会議）

平成26年6月に、広報活動だけでなく、市民からの意見を聴く広聴活動も求められてきていることから、議会の広報・広聴を所管する組織として、広報広聴委員会を設置しました（全員協議会と同様の位置付けの公式会議）。

12 議決事件の追加

平成25年に、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、「茅ヶ崎市議会の議決すべき事件を定める条例」を制定し、「総合計画の策定・改定」と「姉妹都市の提携」を議会の議決事件として追加しました。

1.3 傍聴者用資料の（貸出しでなく）提供

平成26年から、傍聴者用資料については、ほしい旨の申出があった場合は提供することとしました（それまでは、「貸出し」としていました。）。

1.4 請願者・陳情者の趣旨説明の機会の新設

平成26年から、請願者・陳情者から趣旨説明を行いたい旨の申出があった場合は、その審査をする常任委員会又は議会運営委員会において、趣旨説明の機会を会議中に設けることとしました。

なお、議会運営委員会の申し合わせとして開始しましたが、平成26年度の議会基本条例の検証及びそれに基づく条例改正において、条例に規定することとしました（18参照）。

1.5 委員会での自由討議

平成26年から、委員会で自由討議を行う場合の運用ルールを定めました。「質疑」、「討論」、「採決」という審査の流れの中で、委員からの申出又は委員長の采配により、「質疑」中に行うこととしました。

さらに、平成29年から、自由討議をより推進するために、常任委員会の委員席のレイアウト等も変更しました。

1.6 一問一答方式の導入

平成26年第2回定例会から、茅ヶ崎市議会基本条例に基づき、一般質問に一問一答方式を導入し、現行の一括方式との選択制としました。

1.7 政策討議

平成26年から、茅ヶ崎市議会基本条例に基づき、常任委員会ごとにテーマを設定し、調査研究、委員間討議等を経て、最終的に政策提言等を行っていく取組を開始しました。

平成26年12月に総務常任委員会（広報のあり方に関する政策提言）、平成27年3月に教育経済常任委員会（読書活動推進に関する政策提言）、環境厚生常任委員会（ゴミの減量化に関する政策提言）、都市建設常任委員会（公園のあり方に関する政策提言）がそれぞれ政策提言を決定し、市議会から市長に政策提言書を提出しました。

平成27年5月から（平成29年4月まで）の任期では、総務常任委員会（中核市に関する政策提言）、教育経済常任委員会（地域活性化の推進「オリジナルブランドの推進」に関する政策提言）、環境厚生常任委員会（地域包括ケアシステムに関する政策提言）、都市建設常任委員会（空き家対策に関する政策提言）がそれぞれ政策提言を決定し、市議会から市長に政策提言書を提出しました。

平成29年5月から（平成31年4月まで）の任期では、総務常任委員会（「組織改正と人材確保」に関する政策提言）、教育経済常任委員会（子どもが元気なまち・ちがさきを目指して～遊びと学び～政策提言）、環境厚生常任委員会（ごみの減量対策を効果的にすすめるための政策提言）、都市建設常任委員会（ユニバーサルデザインの推進に関する政策提言）がそれぞれ政策提言を決定し、市議会から市長に政策提言書を提出しました。

令和元年5月からは、新しい構成の各常任委員会で、令和2年度中の政策提言を目指しそれぞれ取り組んでいます。

18 茅ヶ崎市議会基本条例の検証・改正

平成26年度に、議会制度検討会（現在の議会改革検討会）において茅ヶ崎市議会基本条例の検証を実施し、その結果を踏まえ、条例改正の素案をまとめ、パブリックコメントを経て、条例改正案を策定し、平成27年第1回定例会で可決しました。

主な改正内容は次のとおりです。

- (1) 請願者・陳情者の趣旨説明の機会の新設（第7条）
- (2) 会議の公開の規定の改正（第8条）
- (3) 広聴の充実の規定の新設（第21条）
- (4) 議会の義務等に関する規定の改正（第4条、第13条）

平成30年度にも、議会改革検討会において茅ヶ崎市議会基本条例の検証を実施し、その結果を踏まえ、条例改正の素案をまとめ、パブリックコメントを経て、条例改正案を策定し、平成31年第1回定例会で可決しました。

主な改正内容は次のとおりです。

- (1) 災害時の対応に関する規定の新設（新第5条）
- (2) 議会図書室に関する規定の改正（新第20条）

19 ホノルル市議会との友好議会協定

平成28年4月に、ハワイ州ホノルル市議会と友好議会協定を締結しました。それぞれの地方自治制度の違いを踏まえつつも、両市に共通する課題解決に向けた研究を両市議会合同で行うなどの取組を予定しています。

※ 平成26年10月に本市とホノルル市は姉妹都市協定を締結しましたが、それに先立ち、平成26年2月及び3月に、ホノルル市議会と本市議会が、それぞれ両市議会の友好関係創設に関する決議を行っていた経緯があります。

20 文教大学経営学部との連携協力

平成28年4月に、本市議会の議員の政策立案能力の向上と文教大学経営学部の実践的な教育研究活動の充実等を目的として、文教大学経営学部との連携協力に関する覚書を締結しました。

平成28年度から、同学部が新たに開講した「公共経営実地演習」において、議長による講義や各会派と学生との意見交換などを実施しています。

21 本会議での採決に押しボタン式投票を導入

平成28年第4回定例会から、傍聴者や視聴者の利便性の向上などを図るため、本会議における採決に押しボタン式投票を導入しました。

22 市議会災害対応指針を策定

平成29年に、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに議会がとるべき対応の指針として、茅ヶ崎市議会災害対応指針を策定しました。

※ 平成25年に、茅ヶ崎市議会地震等災害対策本部要領及び茅ヶ崎市議会地震等災害対応マニュアルを定めており、これらの運用上の課題を踏まえ、見直しを行ったものです。

2 3 正副議長選挙への立候補制導入

平成29年5月の議長及び副議長の選挙から、議長及び副議長の職に就こうとする者が所信を表明する機会を設けることにより、議長及び副議長の選出過程の透明化を図るため、いわゆる立候補制を導入しました。

令和元年5月の議長及び副議長の選挙においても、引き続き立候補制を実施しました。

2 4 先議案件・追加議案の委員会付託

従前は、先議案件及び追加議案については、委員会付託を省略し、本会議のみで審議を行っていましたが、平成30年第1回定例会から、先議案件及び追加議案についても、委員会付託をし、委員会で審査を行うこととしました。

2 5 傍聴者の水分補給を可能に

平成30年第3回定例会から、水分補給が奨励されている社会状況等に鑑み、水分補給は傍聴規則で禁止している飲食には当たらないと解釈し、傍聴者が水分補給をすることができるようにしました（それまでは、傍聴規則に飲食禁止の規定があることから、傍聴者が飲み物を飲むことは禁止としてきました。）。

2 6 議案書・議案資料のホームページ掲載

平成30年第3回定例会から議案書・議案資料をホームページに掲載することとしました。

2 7 一般質問と議案審査の順序の入替え

平成30年第4回定例会から、議案の迅速かつ充実した審査を図ることを目的として、一般質問と議案審査の順序を入れ替え、議案審査を行った後、一般質問を行うこととしました。

2 8 本会議における発言の通告制

従来は、本会議における発言について、一般質問と討論のみ通告を必要とする運用がとられてきましたが、議長の議事整理権の適切な行使及び市民のための充実した答弁を可能とするため、平成30年第4回定例会から、会議規則の規定にのっとり、原則として、本会議における発言は全て通告制を採用することとしました。

なお、一般質問についても、従来はほとんどが項目のみの通告となっていたましたが、会議規則の規定にのっとり、要旨を通告することとしました。

2 9 総括質疑の代表質疑制における運用の変更

平成31年第1回定例会から、総括質疑のうち代表質疑による質疑については、複数人が行うこともできることとしました。

※ 本市議会では、例年、第1回定例会において、施政方針演説及び各提出議案に対して、各会派による代表質疑（会派に属さない議員については個人質疑）を行っており、それを「総括質疑」と称しています。

30 陳情の取扱い基準の制定

陳情の取扱いの透明性を高めること等を目的として、委員会に付託して審査を行うか、全議員への参考配付とするかの基準を定め、平成31年第1回定例会から運用を開始しました。

31 常任委員会の所管事項の変更

令和元年5月1日から、議案審査等の更なる充実を図るため、常任委員会の所管事項を変更するとともに一部の常任委員会の名称を変更しました。

32 一般質問における重複の調整

令和元年第4回定例会から、一般質問における質問内容（通告）が重複した場合は、議員間で可能な限り調整を行い、重複を避けるよう努めることとしました。また、議員間における質問内容の調整のために、一般質問の通告書を他の議員が閲覧できることとしました。